

社会福祉法人礼文福祉会指定礼宝園短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人礼文福祉会が経営する社会福祉法人礼文福祉会指定礼宝園短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の従業者（以下「職員」という。）が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者が要介護状態又は要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人礼文福祉会指定礼宝園短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ 766 番地の3
(特別養護老人ホーム礼宝園併設)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。職員は、本体施設特別養護老人ホーム礼宝園兼務とする。(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を兼務)

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名

生活相談員は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導を行う。

- (3) 介護職員 10名以上 看護職員 1名以上
 介護職員及び看護職員は、短期入所生活介護（以下「サービス」という。）の提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のための適切な措置を講ずる。
- (4) 医師 1名（嘱託医）
 医師は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講ずる。
- (5) 管理栄養士又は栄養士 1名、調理員 3名
 栄養士及び調理員は、利用者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供に努める。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
 機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 介護支援専門員 1名以上
 介護支援専門員は、利用者の短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成を行う。

(利用定員)

第5条 事業の利用定員は、3名とする。（介護予防短期入所生活介護の定員を含む）

(サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 サービスの内容は次のとおりとして、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載のある利用者負担の割合により金額を負担する。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
- (2) その他の日常生活上の世話
- (3) 相談、援助等の生活指導
- (4) 機能訓練
- (5) 利用者の送迎

2 事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を実費とし、支払いを利用者から受けるものとする。ただし、食事の提供及び滞在の提供について、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載されている金額を負担する。

- (1) 食事の提供

食材費及び調理費用として次のとおりとする。

- ① 朝食 380円
- ② 昼食 500円
- ③ 夕食 565円

- (2) 滞在の提供

従来型個室	室料及び水道光熱費として	1日につき	1, 171円
多床室	室料及び水道光熱費として	1日につき	855円

(3) 特別な食事の提供

契約者の希望により提供した特別な食事費用（お酒を含む。）

実費（それに要した費用額）

(4) 利用者の選定により通常の送迎の実施地域以外に居住する利用者に対して行う、送迎に要する費用

実費（それに要した費用額）

(5) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用（おむつ代は除く）

実費（それに要した費用額）

3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、礼文町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

(1) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。

(2) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。

(3) その他管理者が定めること。

(緊急時における対応)

第9条 職員は、サービスの実施中に、利用者の病状の急変その他緊急事態発生したときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救助その他必要な訓練を行う。

(職員研修)

第11条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事業体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年 12 回

(秘密保持)

第 12 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 職員であったもの者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第 13 条 当事業所は、利用者に対する介護事故を未然に防ぐよう努力し、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族や関係市町村に連絡を行うこととする。

- 2 当事業所は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

(損害賠償)

第 14 条 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(身体的拘束の禁止)

第 15 条 当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。

(衛生管理等)

第 16 条 当事業所は、利用者の使用する食器その他の設備若しくは飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。更に、施設において感染症の発生又は蔓延しないように必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する留意事項)

第 17 条 この事項に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人礼文福祉会と事業所の管理者が協議して定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規定の改正は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規定の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定の改正は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。